住所　大阪府東大阪市寿町３丁目３番22号
李智子　昭和55年７月21日生
住所　大阪府和泉市伯太町３丁目11番21号
金美沙　昭和53年８月23日生
住所　大阪市浪速区恵美須東１丁目３番１―502号
牛田園　昭和58年８月25日生
住所　大阪市住之江区南港中４丁目７番21―137号
李浩二　昭和44年５月18日生
住所　大阪市都島区大東町２丁目１番９号
張静　昭和58年７月７日生
住所　大阪府東大阪市上四条町12番14号
朴忠和　昭和37年10月22日生
許和美　昭和37年11月15日生
朴璃子　平成11年４月４日生
住所　東京都八王子市犬目町286番地32
朴涼平　平成６年４月４日生
住所　大阪市都島区都島南通２丁目13番８号
玄君子　昭和33年５月26日生
朴佐知　昭和59年12月７日生
住所　大阪府吹田市山田南21番７号
朴希実　昭和63年５月３日生
住所　大阪市港区南市岡３丁目６番59―3604号
姜佑美　昭和59年８月20日生
住所　大阪府茨木市平田１丁目１番３号
河節雄　昭和25年２月３日生
李由美　昭和31年12月31日生

○法務省告示第四百五十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項ト欄第一号ロに掲げる活動の項ト欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

株式会社アベルロ	東京都足立区鹿浜三丁目三番三号	タイル張り

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社家藤工務店	埼玉県吉川市中曽根二丁目三番地八	型枠施工
ＥＱＪ株式会社	東京都昭島市拝島町四丁目１番二十四号	建設機械施工
株式会社吉田工務店	神奈川県横浜市旭区白根七丁目三十一番二十四号	型枠施工
株式会社蓮沼工業	神奈川県座間市ひばりが丘五丁目二十七番三十二号	とび
有限会社池内鉄建	京都府京都市南区上鳥羽清井町四十七番地四	とび
三原建設株式会社	京都府八幡市内里柿谷五番地の三	防水施工
住所　堺市西区鶴田町14番２号		
朴鍾萬　昭和25年１月20日生		
高貞順　昭和25年10月７日生		
朴憲樹　昭和56年７月21日生		
住所　大阪府豊中市北条町２丁目８番１号		
金信晋　平成６年２月７日生		
住所　大阪市東成区中道２丁目20番６号		
梁弘子　昭和29年５月31日生		
住所　大阪市生野区巽北１丁目29番15号		
李陽恵　昭和57年10月18日生		
住所　大阪市平野区平野宮町１丁目１番３号		
槌矢真里恵　昭和61年４月16日生		
住所　大阪市阿倍野区松崎町２丁目１番36―2802号		
槌矢亜優美　昭和63年７月27日生		
住所　大阪市東成区中本４丁目７番20号		
禹光夫　昭和40年３月29日生		
李成利子　昭和55年10月16日生		
禹光太　平成19年２月７日生		
禹和夏子　平成23年８月２日生		
住所　大阪市大正区三軒家東２丁目12番69―202号		
河鐘洛　昭和27年５月６日生		
住所　福岡県直方市大字頓野302番地４		
安英成　昭和57年10月２日生		
住所　茨城県つくばみらい市筒戸2139番地４		
洪貴恵　昭和62年１月14日生		

○農林水産省告示第十五百三十号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年十月三十日

農林水産大臣　西三　公也

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Rosa L.	BR-Emp7-2	Bartels Stek B. V. Rietwijkeroordweg 15, 1432JG Aalsmeer, The Netherlands	第26900号 平成26年９月25日
〃	BR-Emp09-826	〃	第26901号 平成26年９月25日

○農林水産省告示第十五百三十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十月三十日

農林水産大臣　西三　公也

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第23743号
2　品種登録の年月日　平成26年10月22日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zoysia Willd.
4　登録品種の名称　なるみどり
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
国立大学法人千葉大学
千葉県千葉市稲毛区弥生町１番33号
共同カイテック株式会社
東京都渋谷区東３―24―12
7　出願公表の年月日　平成22年７月21日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

株式会社木津川工業所	大阪府大阪市浪速区久保吉１丁目三番十一号	めっき
株式会社東洋硬化	福岡県久留米市津福本町千九百七十八番地の一	めっき

○農林水産省告示第十五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月三十日

農林水産大臣　西三　公也

一　保安林の所在場所　京都府綾部市中山町大谷１から五まで、六の１、六の二、七の１、七の二、七の乙、河原１三から１五まで、一六の１、一六の二、一六の乙

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐によること。

大谷六の１（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。